

第3回山形市観光財源検討委員会 結果

日時：令和7年11月19日（水）10:00～12:00
場所：山形市役所11階 1101会議室

1. 開会

2. 議長の選出

山形市観光財源検討委員会設置要綱第6条の規定により、山田浩久委員長を議長に選出。

3. 議事

■ 事務局

前回第2回検討委員会の後、蔵王温泉エリアの宿泊事業者に対して、また、山形市ホテル宿泊連絡協議会定例会において委員会の検討状況を報告し、意見を聴取した。その内容については、資料に記載のとおりである。また、定例会において事務局の退席後も事業者からあった意見の取りまとめをしていただいたということで、オブザーバーから本会議での発言の申し出があったため、その発言の許可について差配をお願いしたい。

■ 委員

発言を許可する。

■ オブザーバー

事業者からの意見は大きく次の3点である。

1点目、定率制の場合、定額制と比べてシステム改修費がかかり増しすることが予想されることから、補助金上限150万では賄えない事例があると想定されるため、DX補助金との併用や上限の見直しを希望する。

2点目、教育旅行の除外対象について、予約方法が多様でフロントでの確認作業の負担が大きくなることが予想されるため、事前申請方式などの負担軽減策を検討してほしい。

3点目、事前決済済みの場合、税のみの現地徴収はトラブルや手間が増すため、OTA販売でも宿泊税込みにできるよう、市からも事業者へ要望してほしい。

■ 委員

事業者からの意見を整理すると、更新費用補償と事務負担軽減の2点が主要な点である。

宿泊税導入に伴うシステム更新費が150万上限では不足する事業者もいる場合があるため、上限引き上げやDX補助金との併用等について検討すべきである。また、教育旅行の確認作業についても、負担軽減策を検討すべき。OTAやエージェントへの働きかけも必要である。

■ 事務局

レジシステム補助金については、他自治体の事例や必要経費を調査し、他の補助金と併用の可能性も検討する。補助金の創設は市の内部でも了解を得ており、上限等の詳細は今後検討していきたい。

教育旅行等の除外については、少人数の学会や部活動の地域移行など多様なケースがあるため、フロントでの判定が容易となるよう、課税免除手続きの事前申請やダウンロード可能な書式の用意などについて検討する。先行自治体の事例を参考にしつつ、なるべく簡単な制度を検討したい。

OTAやネット予約については、交通費込みの商品は宿泊税込みで表示される場合があるが、基本的に宿泊のみの場合は宿泊税込みの表示とならない場合がある。先行自治体とも連携しながら、OTA事業者への要請を行うこととしたい。

■ 委員

システム改修補助は上限150万円を目安とするが、事業者の実状に応じ相談していきたい。宿泊税導入での事業者負担は避ける方向で検討すべきであり、国補助との併用等も柔軟に対応する必要がある。

■ 委員

システム補助上限150万円の範囲で基本的には対応可能であると考えるが、機種選定やハード更新による経費については明確な根拠が必要である。宿泊税はパーセンテージ制であるため、集計や報告の煩雑さが課題であり、計算方法の確立やシステム対応の構築が重要である。教育旅行の免除についても、適用範囲を明確に設定することが望ましい。

■ 委員

宿泊税や入湯税を徴収したとしても、「申請すれば免除される」という制度があれば、旅行者には税負担がない印象を与えられる。教育旅行などの推進政策として外部に示しやすい。実際の税収は同じでも、制度の運用や説明の仕方次第で、宿泊者の受け止め方や市のイメージに大きく影響する。市の150万円支援は、国の補助金と併用できるようにした方が良い。また、宿泊税を導入するにあたっては、宿泊事業者の負担は可能な限り軽減し、協力的に導入できるような体制づくりも必要。そのためにはシステム改修への全額支援の補助も重要であり、事務局にはこうした方針を検討事項として持ち帰っていただきたい。

続いて、議事の事業者説明会での意見等について説明を願いたい。

■ 事務局

資料 事業者説明会において出された意見と市の考え方に基づき説明。

■ 委員

レイトチェックアウトの課税対象判断について、事前か事後かの精算方法によって差があるのは現場でトラブルを招く可能性があるため、明確化が必要ではないか。

■ 事務局

宿泊料に含まれる延長料金は課税対象、別会計で支払う延長料金は課税対象外と整理することでのいかがか。

■ 委員

先行事例はどのようにになっているか。

■ 事務局

調査の範囲では他の自治体でも同様の整理がされている。制度を導入するにあたり、個別に検討・整理が必要な事項も今後出てくるが、宿泊税の条例は、この検討委員会でまとめた素案に基づいて進めることとしたい。個別具体的なケースや事業者からの要望については、別途 Q&A を作成して対応したい。課税対象や制度の内容、申請・申告方法、補助制度などについても丁寧に説明会を実施し、現場の宿泊事業者の意見や事例を反映させる方針であり、事業者が安心して制度を理解・活用できるように、市としても適切に周知・対応していくことを重視して進めていきたい。

■ 委員

レイトチェックアウトの話が出ているが、アーリーチェックインも宿泊を伴えば同じく宿泊料金として課税されると考える。ホテルではチェックイン時に1日分の料金を払うことが一般的であるため、この整理も重要である。

その地域で集められた税金が必ずしもその地域だけに使われるとは限らないが、観光資源や地域経済に貢献する用途に使われることが望ましい。

さらに、現場の意見を反映できる会議体を設置することが必要であると考える。システム改修費や OTA 手数料の負担軽減については、5年間で終了するのではなくその後の継続が必要である。

■ 委員

制度設計においては、条例制定に向けて現時点で決定しなければならない事項とその後の判断でも間に合う事項を整理する必要があると考える。また、3月議会に提案する前に、事業者に制度内容や方向性を逐次報告し、意見を反映できる機会を設けることが重要。

■ 委員

制度設計する上では、現場の状況を確認し意見を反映させることが重要であると考える。Q&A の作成や事業者への逐次報告を通じて、効率的かつ現実的な運用を図るべき。経済的支援だけでなく、現場と市とのパイプを維持することも重要である。

■ 委員

議事の(2) 制度内容の検証 について説明を求める。

■ 事務局

資料に基づき説明。

■ 委員

現状と課題分析の方法として、アンケートを用いた制度の分析はどのタイミングで実施するのか。

■ 事務局

5年ごとの見直しの事前段階で実施する方向で進めていくこととしたい。

■ 委員

3ページの山形市における宿泊税の制度内容の、定率制で3%とするという部分だが、前回検討会議で賛同を得ていることを踏まえ、この税率で進めることでよいか。

■ 委員

問題ない。

■ 委員

4ページの、課税標準額に1,000円未満の端数がある場合は切捨てとする提案については、1円単位で徴収する場合は手間がかかるため、切捨て方式であれば計算が容易になり、大変やりやすくなると考える。

■ 委員

例として、消費税込みで1,099円の場合、税抜きの宿泊料金は999円となり、宿泊税は0円となることがある。免税点は設けないが、計算上税額が発生しないケースもでてくる。

■ 委員

やはり今までの議論を鑑みるとシステム改修は簡単ではなく、難易度が高い可能性がある。端数処理なども考慮すると、改修費用が想定以上にかかることも考えられる。システム改修費用に対する補助についても十分な精査が必要。

■ 委員

システムを四捨五入方式から端数切捨て方式に切り替えるのは簡単なことではない。

■ 委員

システム上に税抜価格を持っている場合、100円未満切捨てで掛け算することはそれほど難しくなく、対応可能であると考える。システムによって影響度は異なるのでは。

■ 委員

朝夕2食付きプランの宿泊施設に関して、一食あたり10%を減額して素泊まり料金として扱うのは現実的ではない。適切な金額設定を各施設で行い、計算方法についても各施設に任せることとなると、恣意的な料金設定や大きな計算ミスが起こらないとも限らないため、宿泊事業者間で大きな差が生じないよう配慮が必要ではないか。

■ 委員

想定されている端数処理については、税抜価格に対して10%分消費税がつき、別途税抜価格3%分宿泊税を課す場合、消費税は1円単位で徴収するが、宿泊税は税抜価格切捨てで計算する形で進める方法でよいか。

■ 委員

税抜価格に13%を掛けて端数を切捨てるという考え方ではないのか。

■ 委員

その方法でも計算自体は可能だが、まとめて13%をかけると消費税と宿泊税の切り分けが面倒になるため、それぞれ分けて計算する方が望ましいと考える。

■ 委員

レシート上は税抜価格が表示され、消費税10%が計算されている。その税抜価格に対して3%の宿泊税がかかり、端数の二桁部分を切捨てる方式で合計が支払い料金になることとなるか。

■ 委員

この計算を手作業で行うのは困難であるため、システムに計算を委ねるしかないのでは。

■ 委員

市側で統一の税計算ソフトを事業者に提供できれば望ましいと考えるがいかがか。

■ 委員

全国展開している事業者の場合、多くの場合は事業者ごとに全国共通のシステムを使用しており、市のシステムに統一することは困難ではないか。

■ 委員

全国展開している事業者は、都市ごとに有無が異なる宿泊税について対応できているのだろうか。

■ 委員

ホテルグループ内で同一システムを導入している場合でも、各店舗で経理処理は異なる。グループ内の他のホテルの状況も確認したい。

■ 委員

システムはカスタマイズ対応が前提ではないか。全国でも定額制や定率制など条件が異なるため、同一システムで対応することは現実的ではないと想定する。

■ 委員

システムにオプションがついていなければ大規模な改修が必要になり、150万円以上のコストがかかる可能性がある。

■ 委員

宿泊料の算定基準などを改めて事業者と市で協議した上で運用することとしていただきたい。

■ 委員

宿泊料金と食事代の切り分けについて議論する。現場である事業者と連携しながら詰めていくこととしていただきたい。

■ 委員

切り分けのルールを定める上では、インクルーシブを含めた多様化する宿泊プランに対応するパターン等も複数検証して、一つの方向性を見出していくことが必要ではないか。

■ 委員

県知安町の事例では、朝食10%、夕食10%と設定しているが、山形市内の旅館の実態とはかけ離れているように感じている。

■ 事務局

条例施行までに、宿泊事業者と調整しながら検討することとしたい。

■ 委員

朝食付きプランなどでは原価から売値を計算しており、内々でパッケージを分けているケースがある。そういうた設定がない施設については一律の対応は困難であることから、個別に意見を聞く機会を設け、対応方法を検討すべき。

■ 委員

安易に事業者判断に委ねず、条例案提出までに議論を詰めることとし、より具体的に方針を決めていただきたい。レシートのことを考えると、表示の順番や適格請求書の書式との整合性、消費税との兼ね合いなど複雑化している。思い切って、消費税の課税標準と同じ基準とすることはいかがか。

■ 委員

消費税課税標準と同じ扱いにすると、運営コストやインボイス制度との整合性が問題になる可能性があるのでないか。

■ 委員

料金をすべて分解して宿泊税を計算すると、お客様に支払額の内訳を知られることとなる。旅館においては、朝食付きや1泊2食付きなど条件ごとに料金が設定されていることから、消費税や入湯税を含めた金額をパソコン上で分解して宿泊税を算出するに反映させる方が想定される。そういうことから難しいソフトを導入しなくてはいけないと推測する。

■ 委員

課税免除の詳細は、教育旅行の範囲や特例の扱いなど、細かい部分は「市長が特に定める場合」に委ねる形で決める方法が考えられる。3月議会に上程する予定の条例自体は12月までに骨格部分を決める必要があるが、再来年4月を予定している施行までには1年の猶予がある。その間に細かい運用や個別対応の部分について考えていくスケジュールが可能かどうかを確認したい。

■ 事務局

宿泊料金と飲食代を分ける、という考え方だけここで確認していただければ問題ない。免稅の部分も免税点を設けるか、課税免除を設けるかの大きい部分だけここで決めていただき、「市長が特に定める場合」の範囲は、施行やシステム構築までに話し合いさせていただければよいと考えている。

■ 委員

宿泊税の免税点は設けないこととするが、教育旅行等については課税免除とし、教育旅行等の範囲については今後検討することとしたい。事業者説明会での意見を踏まえ、整理を進めてほしい。

■ 委員

スポーツ大会等で宿泊する団体には、保護者や関係者が同行する場合もある。この場合も課税免除の対象にするか検討する必要がある。

■ 事務局

調査研究の上、範囲を定義させていただく。

■ 委員

様々な大会においてエージェントが絡んでいる。エージェントの上乗せを避けるために個人で予約するお客様もいらっしゃることから、大会の事務局経由という制限を設けると、エージェントを通したものに限られてしまう可能性があるため、考慮をお願いしたい。

■ 委員

教育旅行の取扱いについて、フロントでの判断に委ねられることや、OTA 経由の違い、保護者の取扱いなどは、実施までの間で議論可能な項目として問題ないか。この点は特にまちなかのホテルに関わる点と推測される。

■ 委員

学会や文化団体の利用も含め、業界をはじめとした利用者の声も聞きながら判断してほしい。

■ 事務局

教育旅行の免除の判断をフロントで簡便にするため、事前に市に申請し、許可証や証明書をフロントで提示すれば免除される方式を想定している。

■ 委員

入湯税の免除についても、校長が発行する証明書により対応可能であったはず。部活動のような教育活動の一環として実施される行事についても同様に扱うことでいかがか。

■ 委員

教育旅行や MICE 関連の申請については、事前・事後いずれの申請方式にするかは今後検討することとする。教育旅行については、定義と合わせて事前あるいは事後申請による支援内容を検討したい。

■ 委員

宿泊税の配分や基金の創設など、将来を見据えた観光関連財源として運用し、活用していく考えはあるか。

■ 事務局

具体的な使途を決定する過程で検討していくこととする。

■ 委員

宿泊税の使途は細かい部分まで条例で定める必要があるか。

■ 事務局

条例で定めるのは宿泊税の課税客体や納め方などの徴収のルールに関する部分になるため、基金創設や支援の詳細は条例外で検討・調整することとなる。

■ 委員

5年間経過後も継続的に事業者を支援できるよう、一部を基金に回して運用することを提案する。集めた宿泊税を年度ごとに使い切るのではなく、継続的支援に活用する運用を検討するべきではないか。

■ 事務局

制度設計として、最初の5年間は1%上乗せして6%プラスアルファ、それ以降は基本的には5%プラスアルファとしているが、課税の見直し時に必要に応じて協議することしたい。

■ 委員

罰則規定についてはどう考えるか。

■ 事務局

罰則規定も宿泊税の条例の中で規定することを想定している。

■ 委員

罰則規定の運用や事業者の実態についても検証が必要であり、性善説に頼るだけでは対応しきれない可能性がある。

■ 委員

仙台市や宮城県は罰則規定を設けられているようだが、具体的にはどのようなものを考えているのか。

■ 事務局

新たに条例に盛り込む規定として、大きく2点を想定している。1点目は、事業者が市外に所在する場合に定める、納税管理人の設定に係る不申告に関する過料について。2点目、帳簿記載義務違反等に関する罰則規定を設けることについて検討する。

■ 委員

今あつた罰則規定の説明を本会の議事録に記載し、委員は各組織での罰則規定の共有を図ることとしたい。

■ 委員

実際に帳簿や領収書の記載義務違反に関する例があることから、間違いによる違反を防ぐため周知徹底を行うことをお願いしたい。

■ 事務局

第2回の会議の際に、罰則規定は先行自治体を参考に他の地方税との均衡を図り規定することで了解をいただいている。決定後は業界関係者に周知していきたい。

■ 事務局

条例制定までの整理事項、制定後の個別 Q&A 作成事項を整理し、必要に応じて団体と相談することとし、課税免除に関しては条例に関わるため、内容について早急に調整することとしたい。条例骨子については、業界関係者に報告する。積み残し事項については業界関係者の意見を伺いながら合意形成を図ることとする。

■ 委員

業界の共通のコンセンサスを取るために今後はどのような動きを取っていくのか。

■ 事務局

今まで蔵王エリア、まちなかエリアとそれぞれで説明会を行ってきた。合意に向けた会議体の構築についてはまた検討させてほしい。一堂に会するのか、これまでのように個別にしていくのか、そういう部分も検討させていただきたい。

■ 委員

知らないところで議論が進むことには大変な反発が想定される。定例会等を用いておおよその方向性だけでも報告をいただきたい。説明不足による反発が生じないよう、対応を心掛けてもらいたい。

■ 委員

同じ団体に所属していても行政区の違いによって、宿泊事業者に投資の差が生じる危惧がある。宿泊税を財源とした事業がエリア全体に効果があると考えれば、負担の在り方も考えるべき。

■ 事務局

事業を実施する際の負担をどうするかは、事業ごとに別途相談し決定することとしたい。

■ 事務局

全3回の会議を通じて、現場の貴重な意見を反映できたことに感謝するとともに、山形県山形市がナショナルジオグラフィックやジャパンタイムズで世界の中でも行くべき地域として認められたことから、観光への投資を加速させ、チャンスを逃すことが無いよう進めていきたい。

4. 閉会